

令和4年小野町議会定例会12月会議

議事日程（第3号）

令和4年12月7日（水曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 委員長の審査結果報告（各部常任委員会委員長）
- 日程第 2 委員長の報告に対する質疑
- 日程第 3 議案第55号 令和4年度小野町一般会計補正予算（第4号）
〔討論、採決、以下日程第7まで同じ〕
- 日程第 4 議案第56号 令和4年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第57号 令和4年度小野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第58号 令和4年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第59号 令和4年度小野町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第60号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
〔討論、採決、以下日程第13まで同じ〕
- 日程第 9 議案第61号 職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第10 議案第62号 小野町ふるさと応援寄附金基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第63号 小野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第64号 小野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第65号 小野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13まで議事日程に同じ

（追加）

- 日程第 1 議員提出議案第 9号 高速道路料金の定額化を求める意見書
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 日程第 2 議員提出議案第10号 議会改革特別委員会の設置について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

出席議員（9名）

1番	會田百合子君	2番	中野孝一君
3番	緑川久子君	7番	吉田康市君
8番	宗像芳男君	9番	水野正廣君
10番	久野峻君	11番	竹川里志君
12番	田村弘文君		

欠席議員（2名）

4番 先崎 勝馬 君

6番 会田 明生 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	村上 昭正 君	副 町 長	菅 野 望 君
教 育 長	有 賀 仁一 君	総 務 課 長	吉 田 吉 広 君
企画政策課長	西 牧 英一 君	税 務 課 長	吉 田 徳一 君
町民生活課長	矢 吹 昌之 君	健康福祉課長	先 崎 秀一 君
子育て支援課長	村 上 昭一 君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴 木 稔 君
地域整備課長	矢 吹 浩 司 君	教 育 課 長	佐 藤 浩 君
会計管理者 兼出納室長	吉 田 ひろ子 君	代表監査委員	佐 久 間 金 治 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	郡 司 功 次	長 郡 司 治 子
書 記	渡 邊 裕 之	書 記 新 田 晟 也

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（田村弘文君） ただいまから令和4年小野町議会定例会12月会議、第7日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は9名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

なお、4番、先崎勝馬議員並びに6番、会田明生議員より、所用により欠席する旨の届出が出されております。

◎議事日程の報告

○議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長の審査結果報告

○議長（田村弘文君） 日程第1、各部常任委員会より付託事件の審査結果の報告を求めます。

初めに、予算決算常任委員会の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

10番、久野峻委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 久野 峻君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（久野 峻君） 予算決算常任委員会における付託事件の審査の結果並びに経過についてご報告を申し上げます。

令和4年小野町議会定例会12月会議において予算決算常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、審査の結果と経過につきましては、お手元に配付の委員長報告のとおりであります。

以上申し上げます、予算決算常任委員会の報告といたします。

○議長（田村弘文君） 次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長。

9番、水野正廣委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 水野正廣君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（水野正廣君） 令和4年小野町議会定例会12月会議において総務文教常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第60号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、福島県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、給料の水準と期末・勤勉手当をそれぞれ引き上げる改正を行うものであります。

次に、議案第61号 職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、令和5年4月1日から施行されることから、定年の引上げに必要な改正をするため、整備条例を制定し、一括して行うものであります。

次に、議案第62号 小野町ふるさと応援寄附金基金条例の一部を改正する条例について、企画政策課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、個人のふるさと納税寄附金と同様に、寄附受領年度は基金に積立てし、翌年度に取り崩して該当事業に充当するため、企業版ふるさと納税制度で受領した寄附金についても同基金へ積立てできるよう、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第63号 小野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、令和5年1月中旬からコンビニエンスストアで印鑑登録証明書の交付を開始するに当たり、条例で定める印鑑登録証の提示がなくても印鑑登録証明書の交付を受けることができるよう、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第64号 小野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、令和5年1月中旬からコンビニエンスストアで住民票の写し等の交付を開始するに当たり、交付を受ける場合の手数料を定めるほか、証明書の交付を受けた場合は、免除規定にかかわらず手数料を徴収する旨などの所要の改正を行うものであります。

次に、議案第65号 小野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、田村広域行政組合が解散することに伴い、町がし尿収集等に係る業務を行うこととなり、あわせて、し尿収集等に係る手数料の徴収も行うこととなるため、現条例に手数料を追加し運用できるよう、所要の改正を行うものであります。

以上が、令和4年小野町議会定例会12月会議において総務文教常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

◎委員長の報告に対する質疑

○議長（田村弘文君） 日程第2、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

これで、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

◎議案第55号～議案第59号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第3、議案第55号 令和4年度小野町一般会計補正予算（第4号）から日程第7、議案第59号 令和4年度小野町水道事業会計補正予算（第1号）までの議案を一括して議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

◎議案第55号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第55号 令和4年度小野町一般会計補正予算（第4号）についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第55号 令和4年度小野町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第56号～議案第59号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案第56号 令和4年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第59号 令和4年度小野町水道事業会計補正予算（第1号）までの4議案についてお諮りいたします。本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第56号から議案第59号までの4議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第60号～議案第65号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第8、議案第60号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第13、議案第65号 小野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてまで、6議案を一括して議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

◎議案第60号～議案第65号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第60号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第65号 小野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてまでの6議案についてお諮りいたします。本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第60号から議案第65号までの6議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。暫時休議といたします。

これより、追加議事日程の資料を配付いたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時44分

○議長（田村弘文君） ただいま、追加議事日程及び議員提出議案第9号から議員提出議案第10号までの議案を配付いたしました。

配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） なければ、再開いたします。

◎議員提出議案第9号の上程、説明

○議長（田村弘文君） 追加日程第1、議員提出議案第9号 高速道路料金の定額化を求める意見書についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第9号 高速道路料金の定額化を求める意見書について、7番、吉田康市議員の説明を求めます。

7番、吉田康市議員。

〔7番 吉田康市君登壇〕

○7番（吉田康市君） 議員提出議案第9号 高速道路料金の定額化を求める意見書について、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

令和4年12月7日提出。

提出者、吉田康市、賛成者、会田明生、同じく中野孝一、同じく久野峻、同じく緑川久子の各議員であります。

提案理由。

高速道路は、地方創生の流れを活性化させる基本インフラとなり、人や物を迅速かつ大量に移動可能なものとして都市部と地方を結び、言わば経済の血管として、地域経済にとっては重要な役割を担っている。

高速交通網の整備により期待される効果を十分に発揮するためには、観光や産業の両面において、さらなる交流の促進と消費の拡大を誘発する必要がある、そのためには、高速道路料金の定額化が必要不可欠である。

よって、地域経済の活性化と再生につなげるため、高速道路料金の定額化を強く要望し、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか関係機関の長に意見書を提出する。

以上であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第9号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第9号 高速道路料金の定額化を求める意見書について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第9号の討論

○議長（田村弘文君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第9号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第9号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第9号 高速道路料金の定額化を求める意見書についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第9号については、原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第10号の上程、説明

○議長（田村弘文君） 追加日程第2、議員提出議案第10号 議会改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第10号 議会改革特別委員会の設置について、8番、宗像芳男議員の説明を求めます。

8番、宗像芳男議員。

〔8番 宗像芳男君登壇〕

○8番（宗像芳男君） 議員提出議案第10号 議会改革特別委員会の設置について、地方自治法第109条及び小野町議会委員会条例第5条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

令和4年12月7日提出。

提出者、宗像芳男、賛成者、竹川里志、同じく久野峻、同じく水野正廣、同じく吉田康市、同じく会田明生、同じく先崎勝馬、同じく緑川久子、同じく中野孝一、同じく會田百合子の各議員であります。

提案理由。

- 1、委員会の名称、議会改革特別委員会。
- 2、調査期間、調査の完了する日まで。

3、委員の定数、6名。

4、設置の目的、議会に係る諸課題を整理し、議会改革及び政策議論の在り方等の調査・検討を行う。

以上であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第10号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第10号 議会改革特別委員会の設置について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第10号の討論

○議長（田村弘文君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第10号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第10号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第10号 議会改革特別委員会の設置についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第10号については、原案のとおり可決されました。

◎議会改革特別委員会委員の選任

○議長（田村弘文君） ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項により、議長において1番、會田百合子議員、2番、中野孝一議員、6番、会田明生議員、8番、宗像芳男議員、9番、水野正廣議員、11番、竹川里志議員を指名いたします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会の委員は、ただいまの議長の指名のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま設置されました議会改革特別委員会の正・副委員長の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により特別委員会の互選となりますので、ここで暫時休議といたします。

休議の間、ただいま設置されました議会改革特別委員会を開催し、正・副委員長の互選を行い、その結果について議長に報告を願います。

別室、総部文教常任委員会室を準備しておりますので、委員の方はそちらのほうに移動をお願いします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時01分

○議長（田村弘文君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会改革特別委員会の正・副委員長の選任について報告いたします。

委員長に竹川里志議員、副委員長に會田百合子議員が互選されました。

以上申し上げて、報告といたします。

◎閉議の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって、定例会12月会議の会議日程は全て終了いたしました。

◎議長挨拶

○議長（田村弘文君） 定例会12月会議の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は7日間にわたり、執行部より提出された案件、また議員提出議案など、町政執行上、また議会の

運営活動上、重要な案件の審議でありましたが、議員各位並びに執行部の皆さんの連日のご精励により、議会運営委員会より示された会期及び議事日程の運営方針どおり議了することができました。

円滑な議事運営にご協力いただきましたことに対しまして、改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

また、一般質問においては4名の議員が登壇し、町の事務事業全般にわたり質問いたしました。執行部におかれましては、一般質問をはじめ、委員会等での質疑、意見、要望等を十分に踏まえられ、今後の各種施策の推進を図られますようご期待申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、夏以降、ワクチン接種等の効果で全国的に感染者数が減少傾向にあり、療養期間の短縮など、国・県の方針により、日常の活動及び行動制限が緩和されてきておりましたが、11月以降、新たに感染者数の増加により、小野町においても学校の学級閉鎖、高齢者施設等のクラスターの発生など、まだまだ基本的な感染症対策の継続が必要であります。

私ども現議員の任期終了まで、あと1年強となりました。残された任期内に、住民の安全・安心の確保と福祉の向上、そして地方自治体及び地方議会が抱えている多くの課題解決に向けて努力していくことが責務であります。

特に、地域の多様な民意を集約する議会の役割は大きいものがあり、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが求められております。本日設置いたしました議会改革特別委員会の活動を通して対応してまいりたいと思っております。

今後、小野町においては、村上町長の下で、将来の小野町を見据えた大型の事業が幾つか計画されております。早期の実現が期待されております。特に庁舎の建設については、町民の関心事であり、建設候補地、また庁舎の規模等を早急に示していただき、広く議論をしていただければと思っております。

議員各位、町執行部の皆さんにおかれましては、引き続きご自愛をいただき、町政進展と町民の福祉向上にご尽力くださるようお願いをいたしまして、本日定例会の閉会のご挨拶といたします。

ご精励ありがとうございました。

◎町長挨拶

○議長（田村弘文君） この際、町長から発言があれば、これを許します。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 令和4年小野町議会定例会12月会議の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

今定例議会には、令和4年度各会計補正予算案件5件、条例改正案件6件、変更契約締結案件1件、人事案件1件の議案13件をご提案申し上げましたところですが、議員の皆様には、連日ご精励の上、慎重ご審議の結果、全議案ご議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

また、一般質問での多岐にわたるご質問やご提案、さらには、委員会審議の過程でいただきましたご意見、ご助言に対しましては、趣旨を十分に踏まえまして、今後の町政運営に努めてまいります。

さて、月日がたつのは早いもので、今年も残すところ、あと3週間余りとなりましたが、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応に終始した1年でありました。現時点で感染状況も第7波のピーク時に迫る勢いにあるなど、予断を許さない状況にありますので、引き続き基本的な感染予防対策を講じていくとともに、地域経済の活性化にも力を注いでまいります。

来年は町内に明るい話題が広がる年になることを心から願うとともに、町民一人一人が将来に夢と希望を持ち、生きがいに満ちた人生を送れることができる町を目指してまいります。

結びに、議員各位におかれましては、寒さがまた一段と厳しくなっておりますので、くれぐれも健康にご留意をいただき、引き続き町政の発展のため、ご指導、ご支援賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たっての御礼の挨拶といたします。

大変ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 本日の会議は、これをもって散会といたします。

散会 午後 2時09分